一四	一、一二五、三五六トン	
一四の二	四三一、九七二トン	
一五	一、四〇三トン	
一六	一二、〇一七トン	
一七	八四、六一〇トン	
一八	一三、八五〇トン	
一九	六九二トン	
二〇	二四二トン	
二一	二三、九六一トン	
二二	四四一トン	
二三	四、一〇四トン	
二四	一九トン	
二五	〇トン	
二六	三、八〇五トン	
二七	八、九九七トン	
二八	八トン	
二九	六四一トン	

○財務省告示第五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十七万八千二十九トン

二　冷凍牛肉　二十四万八千五百八十四トン

○財務省告示第五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十九万三千七百九十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十九万三千八百二十三トン

○財務省告示第五十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二回	七百二十四万円	七百二十三万八千二百二十四円
合計		七百二十四万円	七百二十三万八千二百二十四円

○財務省告示第六十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九〇五・四四号に掲げる物品	タイ
九	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	ブラジル
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	インド
六七	関税率表第七二〇二・四九号に掲げる物品	南アフリカ共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十三年一月

○国税庁告示第四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十八日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人岡山きのこ・あったか会	岡山県岡山市中区門田屋敷一丁目三番二一号	黒田　重利	平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
特定非営利活動法人北の森と川・環境ネットワーク	北海道函館市五稜郭町十九番十五号	影山　欣一	平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）	東京都港区赤坂九丁目一番七号六五七号室	津島真利絵	平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
特定非営利活動法人市民セクターゆめの芽	神奈川県相模原市中央区富士見六丁目六番一号	長谷川太一	平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
特定非営利活動法人セブンサミッツ持続社会機構	東京都世田谷区弦巻二丁目十七番十九号	野口　健	平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで

○国税庁告示第五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十八日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの項中「山本　正」を「有馬　利男」に改める。